

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	さっぽろ芸術文化の館設備保守管理業務
発 注 課	市民文化局文化部文化財課
選 定 事 業 者	北海道ビルサービス株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、さっぽろ芸術文化の館に設置している設備の維持及び運用に関する保守管理に係る業務を行うものである。平成31年度中の解体着工が予定されており、平成30年10月1日から施設解体までの期間、施設の設備について維持管理を行う。</p> <p>北海道ビルサービス株式会社は、平成2年から継続して約30年間、ホテル棟とホール棟を有する当該大規模施設の設備運転保守等を適切に実施している業者であり、これまで修繕してきた概要を踏まえて、施設及び設備の特性を十分に理解しており、当該設備の取扱経験が豊富である。</p> <p>短い履行期間の中で、当該施設の設備運転保守等を確実に履行し、かつ不良箇所発見時に適切な処置を行うことができるのは、現在までの当該建物の維持管理を実施してきたことで経験及び知識、総合的なノウハウを有する、当該業者のみである。以上の理由から、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと認め、当該業者を選定するものである。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年9月5日